

## 令和6年度製菓衛生師試験受験案内

- 1 試験日時 **令和6年8月17日(土)** 13:30~15:30 (13時までに集合)
- 2 試験場所 山口市秋穂二島1062番地  
山口県セミナーパーク
- 3 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。  
**衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技**

### 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- ア 学校教育法に規定する高等学校入学資格を有する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を習得した者
- イ 学校教育法に規定する高等学校入学資格を有する者であつて、2年以上菓子製造業に従事<sup>(※)</sup>した者
- ウ 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)の施行の際(昭和41年12月26日)、現に菓子製造業に従事<sup>(※)</sup>していた者(学校教育法に規定する高等学校入学資格を有する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行日において3年を超えている者又は法の施行日後3年を超えるに至った者

※ 「菓子製造業に従事」とは、食品衛生法第54条に規定する営業のうち、**菓子製造業(経過措置期間中である旧法の菓子製造業\*を含む)、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業**に、菓子を製造する者として、専属で従事することをいう。

したがって、次に掲げる者は認められない。

- ・飲食店営業等の施設で菓子を製造していた者
- ・菓子製造業の施設であつても、菓子の製造以外の業務に従事していた者(例：事務員、販売員)
- ・パート、アルバイト(原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している者を除く。)

\* 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。)附則第2条第1項により経過措置期間中である、改正政令による改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業。

### 5 受験願書の受付期間

**令和6年5月7日(火)から5月24日(金)まで**

(県外居住者が郵送する場合は、**5月24日**までの消印があるものは有効とする。)

### 6 受験願書の提出先

県内居住者：住所地を所管する健康福祉センター(環境保健所)又は下関市立下関保健所  
県外居住者：山口県生活衛生課(〒753-8501 山口市滝町1番1号)

### 7 提出書類(各書類に記載された注意事項をよく読んで記入してください。)

#### (1) 受験願書

消せるボールペンや鉛筆等の容易に消すことができる筆記用具を用いて記入しないこと。

(2) 写真(縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル。出願前6か月以内に撮影した無帽、正面向及び上半身像のものとし、裏面に氏名を記載して製菓衛生師写真台紙に貼り付けること。)

(3) **4のA**に該当する者にあつては、製菓衛生師養成施設卒業証明書<sup>(※1)</sup>(\*)

(4) **4のイ**に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書<sup>(※1,2)</sup>及び菓子製造業務従事証明書<sup>(※3)</sup>(\*)

- (5) 4のウに該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書<sup>(※3)</sup> (\*)  
消せるボールペンや鉛筆等の容易に消すことができる筆記用具を用いて記入されて  
いないこと。

- ※1 卒業証明書の氏名が受験願書の氏名と異なる場合は、氏名の変更が確認できる戸籍の抄本又は謄本を提出すること。  
※2 学校教育法に規定する中学校、高等学校、大学、高等専門学校等（各種学校を除く。）の卒業証明書  
※3 菓子製造業務従事証明書は、「菓子製造業務従事証明書記入上の注意」をよく読んで作成してください。  
\* 令和5年度山口県製菓衛生師試験の受験票を添付する者は、(3)～(5)の書類を省略可。(5)の書類を省略する場合、受験願書の「菓子の製造の業務に従事した期間」欄は、空欄とすること。

## 8 受験手数料

- 県内居住者：山口県収入証紙**9,480円**を受験願書の所定の欄に貼り付けること。  
この収入証紙には消印しないこと。  
県外居住者：郵便小為替又は郵便為替**9,480円**分を送付すること。  
(為替は、受験願書の収入証紙はり付け欄に貼付しないこと。)  
※受験手数料は申込受付後は一切返還しません。

## 9 受験票

- 受験願書を受理したのち、8月初旬までに直接本人に送付する。  
※試験日の7日前になっても受験票が届かない場合は、山口県環境生活部生活衛生課へ  
問い合わせてください。(TEL:083-933-2974)

## 10 合否判定基準

製菓衛生師試験の合否判定基準は、次のとおり。

- (1) 問題別正答率、平均点等に基づき、試験問題の難易度を勘案して、必要に応じて問題の一部を採点除外した上で、試験委員会において合格点を決定する。
- (2) 原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とする。

## 11 合格者の発表等

- 合格者には、9月下旬に合格証書を送付する。(不合格者には通知しない。)  
試験の得点を知りたい場合には、合格発表以後、受験者本人が受験票を持参し、山口県庁2階環境生活部生活衛生課において、その旨を申し出ること。  
なお、合格発表の日から1か月間は口頭により申し出ることができるが、それ以降は、書面による開示請求が必要となる。

## 12 問合せ先

不明な事項は、次のところへお問い合わせください。

- 県内居住者：岩国環境保健所 TEL 0827-29-1527  
柳井環境保健所 TEL 0820-22-3631  
周南環境保健所 TEL 0834-33-6426  
山口環境保健所 TEL 083-934-2535  
防府保健所 TEL 0835-22-3740  
宇部環境保健所 TEL 0836-39-9862  
長門環境保健所 TEL 0837-22-2811  
萩環境保健所 TEL 0838-25-2665  
下関市立下関保健所 TEL 083-231-1936

県外居住者：県生活衛生課食の安心・安全推進班 TEL 083-933-2974

※ 会場（山口県セミナーパーク）には問い合わせないこと。